研究活動における不正行為に対する責任体制

「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」(平成27年1月28日)による

研究倫理教育責任者(学長)

研究倫理教育責任者は、研究倫理の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、研究倫理教育副責任者及び研究倫理教育推進責任者が、責任を持って研究倫理教育の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

研究倫理教育責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう環境整備に努める。

研究倫理教育副責任者(学務局長と副学長)

研究倫理教育副責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、研究倫理の基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、その状況を確認するとともに研究倫理教育責任者に報告する

- 研究倫理推進責任者(各学部長、各研究委科員長)
- 研究倫理推進責任者(各学部長、各研究科委員長)
- 研究倫理推進責任者(法務研究科長)
- 研究倫理推進責任者(東洋、書道研究所長・国際交流センター長)

(1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策の実施及び研究倫理教育副責任者に対する実施状況の報告。

(2) 部局内に所属する研究者、在籍学生に対する研究倫理教育の実施及び受講状況の管理。

- 研究倫理推進副責任者(各学科主任、専攻主任及び事務長)
- 研究倫理推進副責任者(各学科主任、専攻主任及び事務長)
- 研究倫理推進副責任者(教務主任及び事務長)
- 研究倫理推進副責任者(事務長)

研究倫理推進責任者を補佐する役割

各学科研究者及び学生

各学科研究者及び学生

各学科研究者及び学生

各研究者及び学生

- 研究倫理教育の実施
- 一定期間の研究データの保存・開示
- 告発窓口の設置・周知
- 文部科学省及び配分機関への、調査報告の義務化
- 調査結果の公表